

令和5年 第3回農業委員会定例会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月29日 (水) 9時30分～11時00分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (10人)
会長 1番 米良 成志
職務代理者 10番 金丸 幸子
委員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 黒木 稔
6番 藤本 寿弘 7番 兒玉 道治 8番 川崎 正義 9番 染田 良作
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠席議員 (0人)
6. 出席最適化推進委員 (5人)
白木 洋 染田 通明 松本 邦彦 安田 初美 米澤 一夫
7. 議案日程
報告第 6号 農地の転用届出の件について
報告第 7号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
報告第 8号 農地の埋立届出の件について
議案第 5号 農地の所有権移転申請の件について
議案第 6号 現況証明(非農地証明)の発行の件について
議案第 7号 農業振興地域整備計画変更に対する意見について
議案第 8号 「農地等の利用の最適化の推進に関する方針」の改正について

8. 議事の概要

開会 議長

それでは、開会いたします。

今日の出席議員は10名で議事録署名委員は5番委員と6番委員です。

よろしくお願い致します。

『報告第6号 農地の転用届出の件について』を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第6号 農地の転用届出の件について説明します。議案書は2頁になります。

次のとおり受理したことを報告します。申請件数は1件の1筆です。場所は、大字加草字鳴子大道上で、両地目とも田で面積が383㎡です。転用用途は住宅用地で転用事由が一般住宅となっています。3・4頁に地図を掲載しております。4頁をご覧ください。加草1区で、加草1区コミュニティーセンターの北の方向に申請農地があります。以上、報告となります。

議長

説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。

続きまして、『報告第7号 農地の所有権移転及び転用届出の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第7号 農地の所有権移転及び転用届出の件について説明致します。議案書は5・6頁になります。農地法第5条の所有権移転・転用の届出になります。次のとおり受理したことを報告します。申請件数3件の6筆になります。申請番号1、場所は大字加草字鴨原の1筆で両地目とも畑、面積が368㎡です。転用用途は住宅用地で、転用事由は個人住宅です。本件は有償の所有権移転です。次に申請番号2、場所は大字加草字深迫の2筆で両筆とも登記簿地目が田、現況地目が雑種地で、面積は合計で1,125㎡です。転用用途はその他の業務用地で、転用事由は資材置場となっています。本件も有償の所有権移転になります。最後に、申請番号3、場所は大字加草字加草口の3筆で面積が319㎡の方の農地は、両地目とも田です。残りの2筆は、登記簿地目が畑で現況地目が雑種地となっています。面積は合計で703㎡になります。転用用途は住宅用地で、転用事由は駐車場及び庭園となっています。本件も、有償の所有権移転になります。7～12頁に地図を掲載しております。8頁をご覧ください。申請番号1の地図になりますが、加草2区になります。加草の県営住宅の西の方向に申請農地があります。次に10頁をご覧ください。申請番号2になりますが、加草2区になります。加草の県営住宅の北の方向に申請農地が2筆あります。次に12頁をご覧ください。申請番号3、県道土々呂日向線沿いの加草にある、(株)クリエイトの南側に申請農地が3筆あります。以上、報告となります。

議長

説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。次に『報告第8号 農地の埋立届出の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第8号 農地の埋立届出の件について説明致します。議案書は13頁になります。農地の埋立の届出です。次のとおり受理したことを報告します。申請件数は1件、場所は大字加草字朝鮮の3筆で全筆とも両地目が田で面積は合計で1,637㎡です。判定地目は畑で埋立により畑として利用するものです。14・15頁に地図を掲載しています。15頁をご覧ください。中村地区になります。加草神社前の西側の道をプロイラーの団地に向かって道路を進むと、西の方向に申請農地3筆があります。以上、報告となります。

議長

説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。次に『議案第5号 農地の所有権移転申請の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第5号 農地の所有権移転申請の件についてです。議案書は16頁です。農地法第3条の所有権移転分になります。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。申請件数は1件の1筆で、場所は大字門川尾末字尾ノ宮、両地目とも田で、面積は42㎡です。有償の所有権移転となります。申請事由は、譲渡人が耕作不便ということで、譲受人は増反ということになります。17・18頁に地図を掲

| | |
|--------|---|
| 事務局長 | 載しております。18頁をご覧ください。中山地区になります。中山神社の東の方向で、町道小園栄ヶ丘線沿いに申請農地があります。以上、ご審議願います。 |
| 議長 | 事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。 |
| 松本推進委員 | 推進委員の松本です。申請番号1について、3月23日に岡田係長の案内で、兒玉委員、金丸委員、白木推進委員、私の5名で現地確認を行いました。所在地は昨年11月の農業委員会、先月2月の農業委員会でも承認された一角でございます。中山神社の近くで町道沿いになります。地目は田になってますが、現在はその一角はほとんど雑種地になっています。譲受人・譲渡人は、知人関係で受人の要望で話し合いが成立したようです。この場所は、大部分を譲受人が権利を取得している状況で、他に迷惑がかかる様な事はないと判断したところでございます。ご審議の程よろしく願います。 |
| 議長 | 説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方挙手願います。全員賛成です。次に、『議案第6号 現況証明(非農地証明)の発行の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局長 | 議案第6号 現況証明(非農地証明)の発行の件についてです。議案書の19・20頁になります。次のとおり、現況証明(非農地証明)があったので審議を求めます。申請件数は、4件の8筆になります。申請番号1、大字門川尾末字池寺の1筆です。登記簿地目は田、現況地目は宅地で面積は502㎡です。判定地目・利用状況は、宅地となっています。申請番号2、大字庵川字谷ノ山の2筆で、2筆とも両地目が田となっています。面積は合計で566㎡になります。判定地目及び利用状況とも原野となっています。申請番号3、大字庵川字谷ノ山の4筆で、登記簿地目及び現況地目は記載のとおりです。面積は合計で2,333㎡です。判定地目及び利用状況とも原野となっています。申請番号4、場所は大字庵川字谷ノ山の1筆で、両地目とも田で、面積は1,762㎡です。判定地目・利用状況は原野となっています。21～24頁が申請地の地図になります。22頁をご覧ください。申請番号1の地図になります。小園地区になります。門川町消防団第2分団第4部機庫の西の方向に申請農地があります。24頁をご覧ください。申請番号2・3・4になります。谷ノ山地区になります。県道遠見半島線の東側に、鶏舎の周辺に申請農地があります。以上、ご審議願います。 |
| 議長 | 事務局の説明が終わりました。申請番号1について、推進委員のご意見を伺います。 |
| 白木推進委員 | 推進委員の白木です。申請番号1について、3月23日に岡田係長の案内で、兒玉委員、金丸委員、松本推進委員の5名で現地確認を行いました。所在地については五十鈴小学校の運動場の下の方に消防団の機庫がありますが、その機庫を通りすぎ、 |

白木推進委員 右に入る道路がありますが、入ってすぐ右手に家屋が建っています。登記簿地目が田で現況地目は宅地であります。すでに家屋が建っている関係で、台帳整理が必要かと思われます。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特にないようです。申請番号1について賛成の方挙手願ひします。全員賛成です。次に、申請番号2・3・4について推進委員のご意見を伺ひます。

米澤推進委員 推進委員の米澤です。申請番号2・3・4について、3月22日に岡田係長の案内で、藤本委員、私の3名で現地確認を行いました。申請地は山間地にあり、現地は原野のような状況です。一部荒れているところもありました。耕作を10年間されておらず、将来的にも農地として利用する事は困難であるということで、今回の申請に至ったところまです。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

議長 説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特にないようです。申請番号2・3・4について賛成の方挙手願ひします。全員賛成です。次に、『議案第7号 農業振興地域整備計画変更に対する意見について』を議題とします。事務局の説明をお願ひします。

事務局長 議案第7号 農業振興地域整備計画変更に対する意見についてです。議案書は25頁になります。次のとおり、門川町農業振興地域整備計画に定めた農用地を計画から除外することについて、意見照会があったので審議を求めます。申請件数1件の1筆で、場所は大字門川尾末字堂ノ本です。両地目とも畑で、面積は2,397㎡です。事由としましては、転用目的にも記載されておりますとおり、資材置場として貸し出すためでありますので、農用地を門川町農業振興地域整備計画から除外するものであります。26・27頁に地図を掲載しております。27頁をご覧ください。申請農地は、竹名地区になりますが、竹名公民館から南西方向に位置する場所で、広域農道の西側に接する農地となります。以上、ご審議願ひします。

議長 事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺ひます。

白木推進委員 推進委員の白木です。申請番号1について、3月23日に岡田係長の案内で、兒玉委員、金丸委員、松本推進委員、私の5名で現地確認を行いました。広域農道を中山地区から入って竹名地区まで行く途中に東九州自動車道が広域農道を跨いで頭上を通っていく所がありますが、この地点から約100m竹名地区に入った所の左手に土が盛ってある土地があります。土を盛った土手については雑木が生えており、見過ごすような土地で、放置するとすぐに山林になってしまうような土地であります。転用目的としては、利用するにあたり何の問題もありません。ご審議の程、よろしくお願ひします。

| | |
|--------|--|
| 議長 | 説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。 |
| 安田元信委員 | 除外するとの事ですが、資材置場としてするためには、地目の変更はしなくていいんでしょうか。 |
| 事務局 | ご指摘のとおり、畑から地目変更をする必要があるんですが、順番として農業振興地域を除外して、そのあとに5条などの転用申請を出してもらう手順になります。今回の議案が議決されて農振が解除となれば、近いうちに総会において転用の申請をご審議いただくことになります。 |
| 議長 | 他の委員のご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、『議案第8号 「農地等の利用の最適化の推進に関する方針」の改正について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する方針の改正について説明します。2月の総会で出させていただいたものですが、委員の方々のご意見や近隣の方針の策定状況などを見て、内容を改めて修正させていただいた所がありますので、説明させていただきます。2頁をご覧ください。遊休農地の解消目標の表がありますが黄色く塗りつぶした枠の部分が前回と変更をした部分です。前回説明の後、委員の方より3年後、令和15年の管内の農地面積の下がり幅が大きすぎるのではないかとご指摘をいただいたところです。ご意見等を受けまして、農地の下がり幅を少なくしております。3年後が390ha、令和15年が375haに変更しています。3頁をご覧ください。担い手への農地利用の集積目標ということで、同じく黄色い部分を前回から変更してありますが3年後、令和15年の農地の下がり幅を2頁と同じようにしております。集積面積、集積面積の割合の部分も若干変更しております。集積の割合では、3年後の集積率が40.0%、令和15年の集積率は70.1%になるように前回の数字から変更しております。変更点は以上になります。ご審議の程、よろしくお願い致します。 |
| 議長 | 事務局の説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。 |
| 兒玉委員 | 2頁の管内の農地面積の下がり幅が、3年後の目標の令和8年から令和15年が、15haしか下がり幅がないのは目標として理想的ではありますが、遊休農地が増える可能性もあるので、それなりの対策が必要なのではないか。 |
| 事務局 | 補足の部分になるんですが、2頁目の現状の面積は515haとありますが、こちらは、農地台帳や農地利用状況調査の町が持っている台帳の数字となります。3頁の現在の面積が396haとありますが、こちらは県が実施している市町村ごとの人と農地の状況調査による数字ということで、だいぶ差があります。県の数字に合わせるように、390haというのを3年後に、2頁と3頁に掲げるところです。 |

事務局

ご質問があった、農地が目標以上に少なくならないようにとご指摘ですので、人農地プラン、地域計画等の話し合いをさせていただくとか、最適化活動についても力を入れる様に国からも言われてますので、委員の皆様の力を借りながら農地が少なくならないように取り組みを進めていきたいと思ひます。

議長

他に意見はござひませんか。特になひようです。賛成の方挙手願ひます。全員賛成です。以上を持ちまして、令和5年第3回農業委員会定例総会を閉会します。

令和5年3月29日

議事録署名人

5 番委員

黒木 倫

6 番委員

藤本 勇弘